静岡県静岡中央警察署告示第1号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の8第1項の規定により、法第51条の4第1項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務(以下「確認事務」という。)の一部を委託したので、法第51条の12第1項の規定により、その受託者(以下「放置車両確認機関」という。)の名称及び主たる事務所の所在地並びに道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下「政令」という。)で定める事項について次のとおり公示する。

令和6年5月31日

静岡県静岡中央警察署長 財 津 康

- 1 放置車両確認機関
 - (1) 名称

株式会社コアズ静岡支社

- (2) 主たる事務所の所在地 静岡県静岡市葵区馬場町80番地の1
- 2 政令第17条の7で定める放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間
 - (1) 区域

静岡県静岡中央警察署の管轄区域内

(2) 期間

令和6年6月1日から令和7年5月31日まで